

## 自家用自動車共同使用契約 約款

自家用自動車(以下車両という)の共同使用について車両の所有者である株式会社ライブネット(以下「所有者」という。)と、自動車利用申込者(以下「共同使用者」という。)とは、自家用自動車の共同使用に関し以下の通り定める。

### 第1条(共同使用の目的)

共同使用の実施により、共同使用者(本約款に申込み、所有者に承認を受けた者)全員の生活の質および利便性の向上を目的とする。

### 第2条(共同使用車両)

車名 日産セレナ

登録番号、車体番号等 自動車予約確定メールに記載

### 第3条(使用期間)

Shell Blue YOMITAN 利用期間初日の午前9:00から最終日の午後9:00まで。

### 第4条(使用目的)

車両の使用は共同使用者による私的使用に限り、営業目的に使用しない。

### 第5条(使用方法)

- ① 利用を希望する共同使用者は、予め予約を行い、本契約を締結する。
- ② 車両の鍵は、利用する時のみ所有者から預かり、利用後速やかに返却する。
- ③ 共同使用者は、予約時に有効期間内の運転免許証の写しを所有者に提出する。
- ④ 共同使用者は、車両の使用開始時と、返却時のオドメーターの写真を所有者に対し、メール等の方法により提出する。
- ⑤ 共同使用者は、連絡先を所有者に告知し、緊急時等速やかに連絡できるようにする。
- ⑥ 共同使用者は、使用期間の全てを保障する、所有者指定の短期自動車保険に加入する。  
なお共同使用者は、事故等により車両に損害が生じた場合、車両保険が付帯していない時はその全額、車両保険を付帯した場合には車両保険の免責金額相当の金額までは、自己の負担によりこれを修理、補修する。
- ⑦ 共同使用者は、基本的な始動点検を乗車前に各自行う事とする。

### 第6条(使用責任)

事故等責任が生じる場面が起こった場合は、その時実際に使用していた各利用者が責任を持ち、適切な処置を行う。

なお、所有者が損害を被った場合は、共同使用者全員に連帯して求償することがで

きる。

#### 第7条（管理責任）

車両の管理責任は所有者が持つ。ただし全ての共同使用者は、車両の管理に対し、それぞれが共同使用者としての自覚を持ち、自主的に点検や整備を行い、不具合があった場合は必要な措置をとり、早急に所有者に連絡を行う。

#### 第8条（関連法令の遵守）

共同使用者は関連法令の遵守義務を励行し、車両の運用及び管理ならびに保安に当たる。

#### 第9条（維持費用）

車両使用中の車両のガソリン代等、通常が必要費及び保存の費用は共同使用者が自らの負担により支払う。

#### 第10条（使用権の譲渡の禁止）

共同使用者は、車両を第三者に使用させたり、本契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

#### 第11条（契約の解除等）

所有者が、車両の使用方法が目的に沿っていない、もしくは必要性がないと判断した場合、共同使用者全員は全ての権利を手放し車両の返却を行う。

2 本約款に定める規則に違反した共同使用者は、所有者が契約の解除を行う事ができる。

3 共同使用者は、退会届を提出することにより、任意にいつでも共同使用に関する契約を辞めることができる。

#### 第12条（車両が使用不能の場合の代車）

車両が万一、事故や突発的な故障などにより使用できない場合、所有者はその代車として、所有者の負担により8人以上の定員のレンタカーを乙名義にて手配するものとする。

なお、代車車両の確保が1台で困難な場合には、複数台の代車車両となる場合もあることを甲、乙双方確認した。

#### 第13条（協議等）

本契約に関して紛争が生じた場合、共同使用者は関係法規、慣習に基づき誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

なお、万一協議が整わない場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以上